

地縁による団体の規約変更の認可について

地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類の届出があったので、同法第260条の2第10項の規定により告示する。

令和7年2月20日

砂川市長 飯澤明彦

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項 規約

(2) 変更内容 砂川市東雲町内会規約（区域）第3条に「東6条北5丁目から北1
1丁目」を追加

2 変更の年月日

令和7年1月26日

3 変更の理由

砂川市東雲町内会規約に定める区域をより明確にするため